

「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース取りまとめ」(原案)に対する確認事項

平成23年6月24日
消費者委員会

消費者委員会としては、第57回消費者委員会(平成23年6月10日)において当委員会が取りまとめた「消費者行政体制の一層の強化に向けた検討報告 - 「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理についての意見 - 」及びこれに係る検討報告等を踏まえ、第58回消費者委員会(同年6月17日)において、表題の取りまとめ(原案)について、その作成者たる消費者庁から聴取したところであるが、なお詳細にわたる点等について下記のとおり確認したい。

1 消費者委員会が示した懸念への対応について

(1) 情報発信の遅れについて

確認事項 消費者庁からは、第58回消費者委員会では、「これまでは所管官庁と独立行政法人という関係の中で、国民生活センターの情報発信について事前に協議を行っていたが、組織を一元化すれば、消費者庁の中の対等な議論になるので、確実に情報発信は早くなる」という旨の説明があった。

しかし、当委員会としては、独立行政法人通則法第3条第3項の規定を踏まえれば、現在の監督官庁としての事前の調整自体、問題があると考えるが、消費者庁の見解を伺いたい。

確認事項 「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース取りまとめ」(原案)では、3頁で、「・財産事案」について「消費者庁は法執行(行政処分等)以外にも法律に基づき事業者から資料の提出等を求め、注意喚起を行う権限があるが、それを十分に生かす知見・ノウハウ・体制が不足」とし、第58回消費者委員会では、消費者庁からは、「資料の提出を求める権限」の規定について、消費者安全法第14条第1項を例に挙げる発言があった。

しかし、一般に、事業者は、消費者庁からの当該規定の求めに対応しなくとも何らの不利益処分もない。また、当該規定上、行政機関等の公的機関を主たる対象としているのは明らかである。実際、消費者庁のこれまでの運用例を見ても、悪質商法等の財産事案に適用した事例は存在しない。

したがって、同項の規定が、国民生活センターが現在、行使し得ない「権限」であって、同権限があるから、国民生活センターの有する知見が十分活用され得るとは想定し難いが、消費者庁の見解を伺いたい。

なお、独立行政法人国民生活センター法第42条第1項にも類似の規定がある。

(2) その他の懸念事項について

確認事項 消費者庁は、その他の懸念事項について、第58回消費者委員会では、「制度的な担保については、できるだけ懸念が解消されるような組織を作るべく、検討しているところ」としつつ、「一元化したら必ずこうなるということは言えないし、逆に一元化しなければ必ずこうなるということも言えないはず」との発言も聞かれた。

当委員会としても、当然のことながら、「必ず懸念しているとおりになる」としているわけではないが、第58回消費者委員会でも議論されたとおり、法制上も、経験則上も、懸念についての蓋然性は相当程度高いものと認識しており、そうした懸念が払しょくされるような制度設計を求めているところであるので、その後の検討状況を伺いたい。

2 消費者庁への情報の一元化について

確認事項 消費者庁は、「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)でも、「一元的に集約・分析した情報を基に対応方針を決定し、事故等の被害拡大が予想される場合に原因究明が尽くされる前においても情報発信機能を担うことが消費者庁の役割として明確にされている」旨を主張している。

しかし、上記閣議決定の該当部分の記載は、消費者安全法第15条第1項の規定となつて結実したものであり、これは、当委員会の「検討報告」でも述べているとおり、国民生活センターの情報提供とは、法制上も性格・機能を異にするものであると理解しているが、消費者庁の見解を伺いたい。

確認事項 消費者庁が同庁設置法第4条第1号に規定する「消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の推進」をもって、消費者庁が幅広い情報提供を行っていること自体は、評価するものである。しかし、これも当委員会の「検討報告」で述べたとおり、消費者庁の抱える課題が山積していることを踏まえると、同庁との調整がなければさらに迅速に情報発信を行うことができる国民生活センターとの間での一定の役割分担を図ることで、消費者庁内の人的資源配分の効率化等を行うことができるものと考えているが、あえて消費者庁に国民生活センターの情報発信機能を吸収することにどのような利点があるのかについて具体的に示されたい。また、仮に国民生活センターによるこれまでの情報発信が適当でなかったとすれば、どのような点が適当でなかったか、具体的な論拠・判断基準について示されたい。

3 一元化することに伴う組織運営上の効率性について

確認事項 消費者庁としては、「任期付き任用については、弁護士等の有資格者に限られているため、知識のある人材を多量に確保することは難しい。一方、国民生活センターの職員は、相談現場での様々な消費者問題のやり取りを経て知識を有しており、そのような人材に消費者庁に来ていただければ、消費者庁としての増員をそのような人材を活用する形で実現できる」旨を主張する。

しかし、消費者庁の事務のうち、消費者庁及び消費者委員会設置法によって消費者庁の所掌事務の筆頭に掲げられている「消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進」及び消費者安全法の創設等に伴って消費者庁が新たに行うこととなった事故情報の集約・分析・注意喚起事務等を除けば、その他大半の事務は、各省庁から移管されてきたものであり、各省庁からの出向者がそれぞれの出身省庁で培った専門性を持って対応している。

また、事故情報に関係する事務についても、例えば、当委員会の「検討報告」で述べているとおり、

これまで行っていなかった民間からのプロパー職員の中途採用を行うこと、
消費者庁と国民生活センターの職員を10名程度の規模で人事交流を行うこと

等により、専門的知見の蓄積を図ることができるものと考えるが、消費者庁の見解を伺いたい。

確認事項 消費者庁からは、第58回消費者委員会において、なぜ、民間等からのプロパー職員の採用ができないのかについて明確な回答がなかったところ、この点についても、再度確認したい。